

高崎経済大学における研究活動上の不正行為に関する規程

平成27年度

規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)を踏まえ、高崎経済大学(以下「本学」という。)において行われる研究活動について、本学の専任教員その他の本学の研究活動に関わるすべての者(以下「研究者等」という。)の行動規範を明確化するとともに、不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 データ又は実験結果等を偽造する行為
- (2) 改ざん 研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは研究成果を変え研究内容を正しく表現しない行為
- (3) 盗用 他人の研究内容、手法又は結果等を適切な手続きを経ず流用する行為
- (4) 不適切なオーサiership 論文等の著作者が適正に公表されない行為
- (5) 二重投稿 既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為
- (6) 人権等の侵害 研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為

2 前項各号に定めるもののほか、研究経費の不適切な請求及び執行行為若しくは社会通念上、不適切と判断される行為についても不正行為とみなす。

3 第1項各号に規定する不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

(行動規範)

第3条 研究者等は、研究活動に携わる者としての誇りと使命を自覚し、研究活動上の不正行為を行わないこと及び関与しないことを誓約するとともに、崇高

な倫理観をもって研究活動の透明性と説明責任を確保しなければならない。

(責任体系)

第4条 研究活動に関わるものの責任の体系を明確にするため、本学に最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、研究者等の研究活動について最終責任を負うとともに、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者に対し、リーダーシップを発揮する者とし、学長をもってあてる。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、次に掲げる業務を行う者とし、研究担当副学長をもってあてる。

- (1) 研究活動上の不正行為を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定
- (2) 研究倫理教育責任者に対する不正防止計画の実施の指示及び実施状況の確認
- (3) 最高管理責任者に対する不正防止計画の実施状況の報告

2 前項第1号による不正防止計画の策定に関し必要な事項は、別に定める。

(研究倫理教育責任者)

第7条 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次に掲げる業務を行う者とし、学部長、研究科長及び事務局長をもってあてる。

- (1) 不正防止計画の実施
- (2) 研究者等に対する研究倫理教育の実施及び実施状況の管理監督
- (3) 研究者等に対する研究活動の状況の確認並びに必要な応じた改善の指導
- (4) 前3号における実施状況の確認及び統括管理責任者への報告

(研究者等の意識向上)

第8条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を防止するため、研究者等の意識向上を図るものとする。

2 研究者等は、第7条第2号による研究倫理教育を受けなければならない。ただし、研究倫理教育責任者が当該教育を受ける必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

3 研究者等は、研究期間終了から5年間は研究データを保存し、必要な場合に開示できるようにしなければならない。

(通報窓口の設置)

第9条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関して、本学内外からの通報

に適切に対応するための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口及び研究活動上の不正行為に係る調査手続きに関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第10条 この規程に定める研究活動上の不正行為に関する庶務については、研究グループ研究支援チームにおいて処理する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。